

第1回上下水道事業運営審議会

富士宮市下水道事業の概要

令和8年8月17日(月)

水道部 下水道課

目次

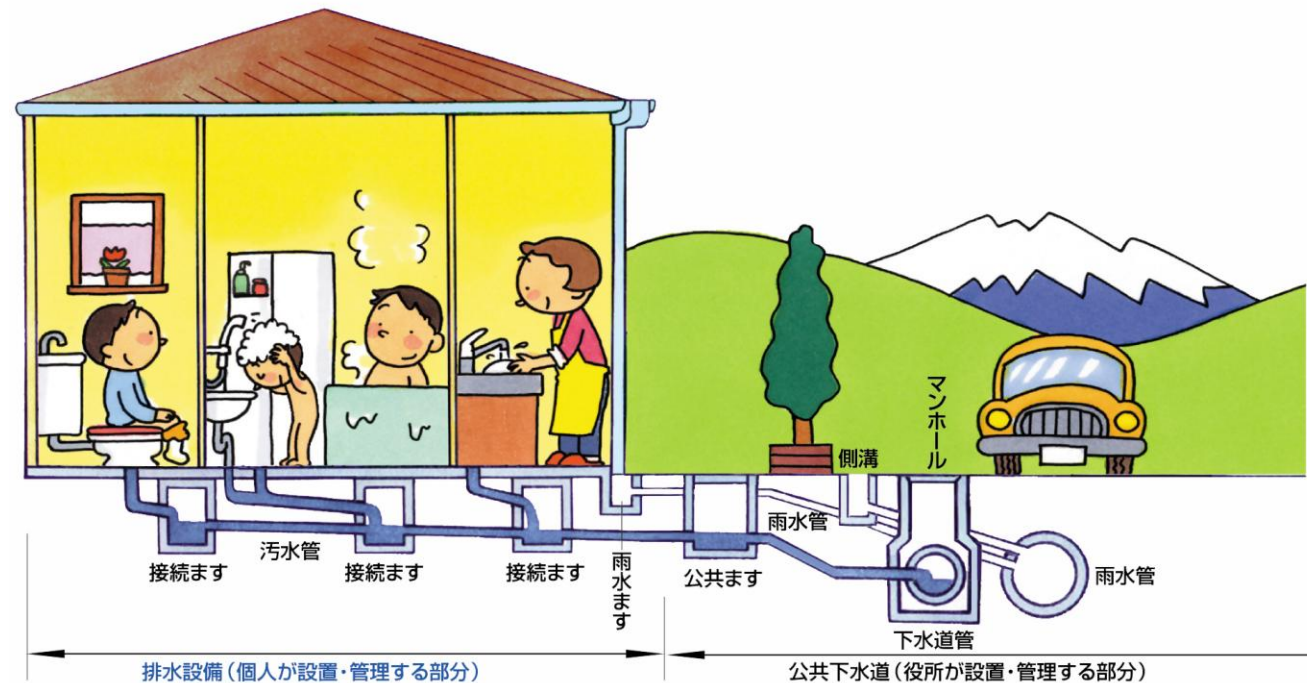
- 1 下水道事業の概要・・・・・・・・・・p.1
- 2 富士宮市の下水道事業・・・・・・・・p.6
- 3 使用料の料金体系・・・・・・・・・・p.16
- 4 富士宮市下水道事業の経営・・・・p.19

1. 下水道事業の概要

(1) 下水道とは

下水道とは、家庭や工場、事業場などから出る汚れた水や雨水を、すばやく集めて流したり、きれいな水に処理をして、川や海などに放流する仕組みの施設で、管きょやポンプ場、処理場などの施設で構成されています。

合流式(汚水と雨水を一緒に処理する)と分流式(汚水と雨水を分けて処理する)があり、富士宮市は分流式を採用しています。



下水道(分流式)の図

(2) 下水道の費用負担について

下水道の費用負担の考え方は、国によりその制度が位置付けられています。

建設費は、国からの補助金や企業債(借入金)、受益者負担金等で賄われています。

維持管理費や企業債償還費(借入金の返済)は、下水道使用料や一般会計繰入金で負担され、一般会計繰入金を充当する経費は、国により基準が定められています。

(参考) 受益者負担金

都市計画法第75条に基づく制度で、都市計画事業により利益を受ける方に、その事業の費用の一部を負担していただく負担金です。

市の「一般会計」には、下水道を整備しない区域の方の税金も入っているため、「一般会計」のみで下水道を整備することは、負担の公平を欠くことになるため、下水道が使えるようになった方に、建設費の一部を負担していただきます。

富士宮市では、現在第1負担区から第7負担区まで負担金を設定しています。

下水道の費用負担の考え方

下水道使用料収入等で負担するもの
雨水公費・汚水私費の原則

建設費

国庫補助金

企業債

受益者負担金

一般会計繰入金

維持管理費

【汚水】

使用料収入

【雨水・その他】

一般会計繰入金

※総務省が定める「繰出基準」に適合するもの

企業償還費

【汚水】

【雨水・その他】

2. 富士宮市の下水道事業

(1) 富士宮市の下水道事業の概要

下水道は、管轄省庁や設置される地域の違いなどにより、複数の事業に区分されますが、富士宮市は『公共下水道』、『農業集落排水』の2種類を運営しています。

この対象エリア以外の地域については、『合併浄化槽』を個人負担で設置しています。

(参考) 浄化槽

合併浄化槽: トイレを含めた生活排水を処理し、浄化する装置です。

単独浄化槽: トイレの汚水のみを処理し、浄化する装置です。

それ以外の生活排水はそのまま排水されることから、水質汚濁の原因となるため、現在は設置できません。

(2) 公共下水道事業の概要

公共下水道事業は、公衆衛生の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を目的として、市街地中心部を対象に昭和45年10月に事業認可を受け、昭和57年4月から供用を開始しました。

項 目		単 位	全体計画	事業計画	令和7年度末 実績
建設事業開始年月日		—	昭和45年11月24日		
供用開始年月日		—	昭和57年4月1日		
計画目標年次		—	令和12年度	令和5年度	—
区 域		ha	2,747.5	1,816.8	1,525.2
人 口	行政区域内 人口	人	119,200	125,100	125,124
	計画区域内 人口	人	86,300	72,780	68,640
	水洗化人口	人	—	—	61,378
	水洗化率	%	—	—	89.4

項 目	全体計画	事業計画
位 置	富士宮市星山字風腹	
敷地面積	43,600m ²	
処理能力	58,400m ³ /日	47,903m ³ /日



星山浄化センター

項 目	全体計画	事業計画
位 置	富士宮市山本字法曲	
敷地面積	1,280m ²	
能 力	8.1m ³ /分	6.2m ³ /分



山本ポンプ場

(3) 農業集落排水事業の概要

上長貫地区の農業集落を対象に、農業用の用排水路の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的とし、平成8年に事業着手し、平成13年4月に供用を開始しました。

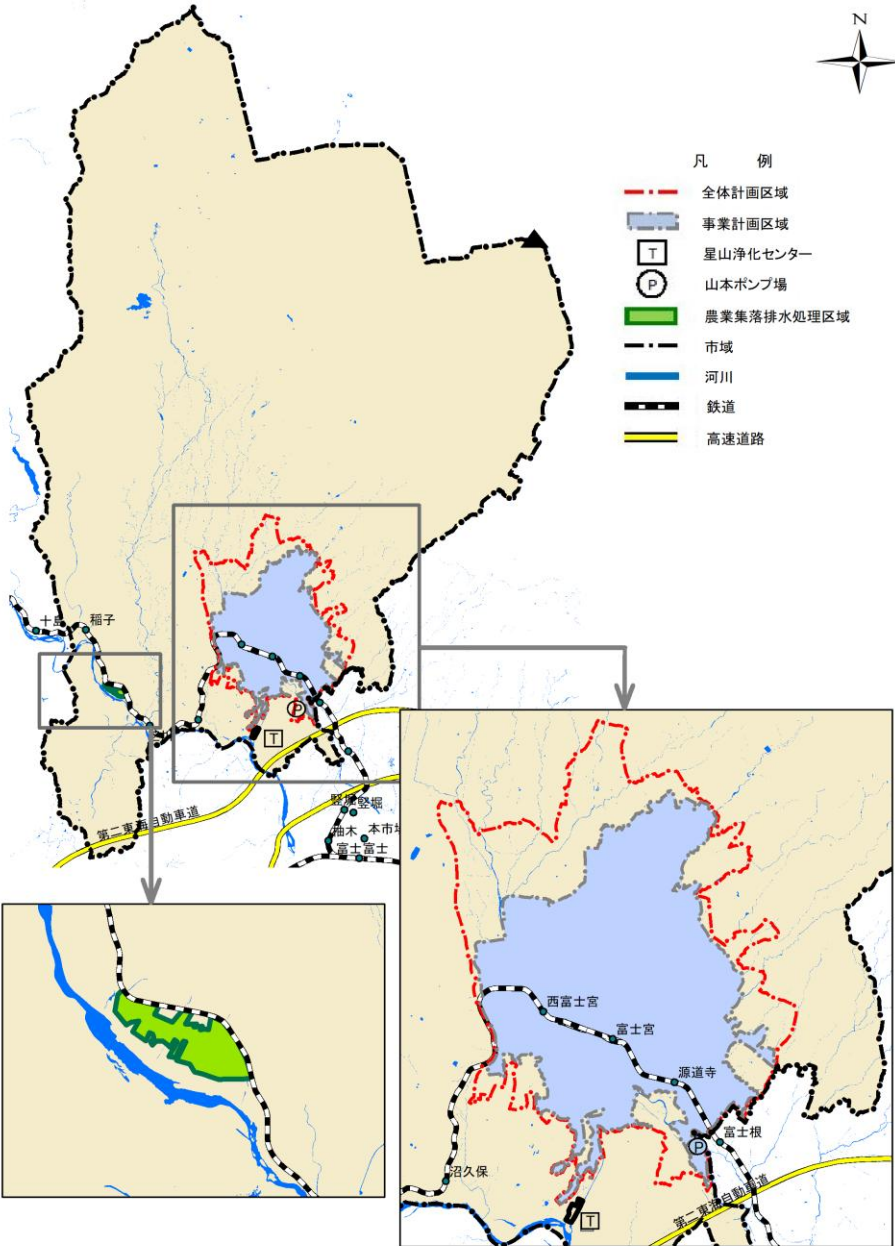
項 目		単 位	計 画 値	令和7年度 末実績
建設事業開始年月日		—	平成8年6月17日	
供用開始年月日		—	平成13年4月1日	
人 口	行政区域 内人口	人	119,200	125,124
	計画区域 内人口	人	240	107
	水洗化 人口	人	—	107
	水洗化 率	%	—	100.0

項 目	計 画 値
位 置	富士宮市長貫字中川原
敷地面積	512m ²
処理能力	64.8m ³ /日



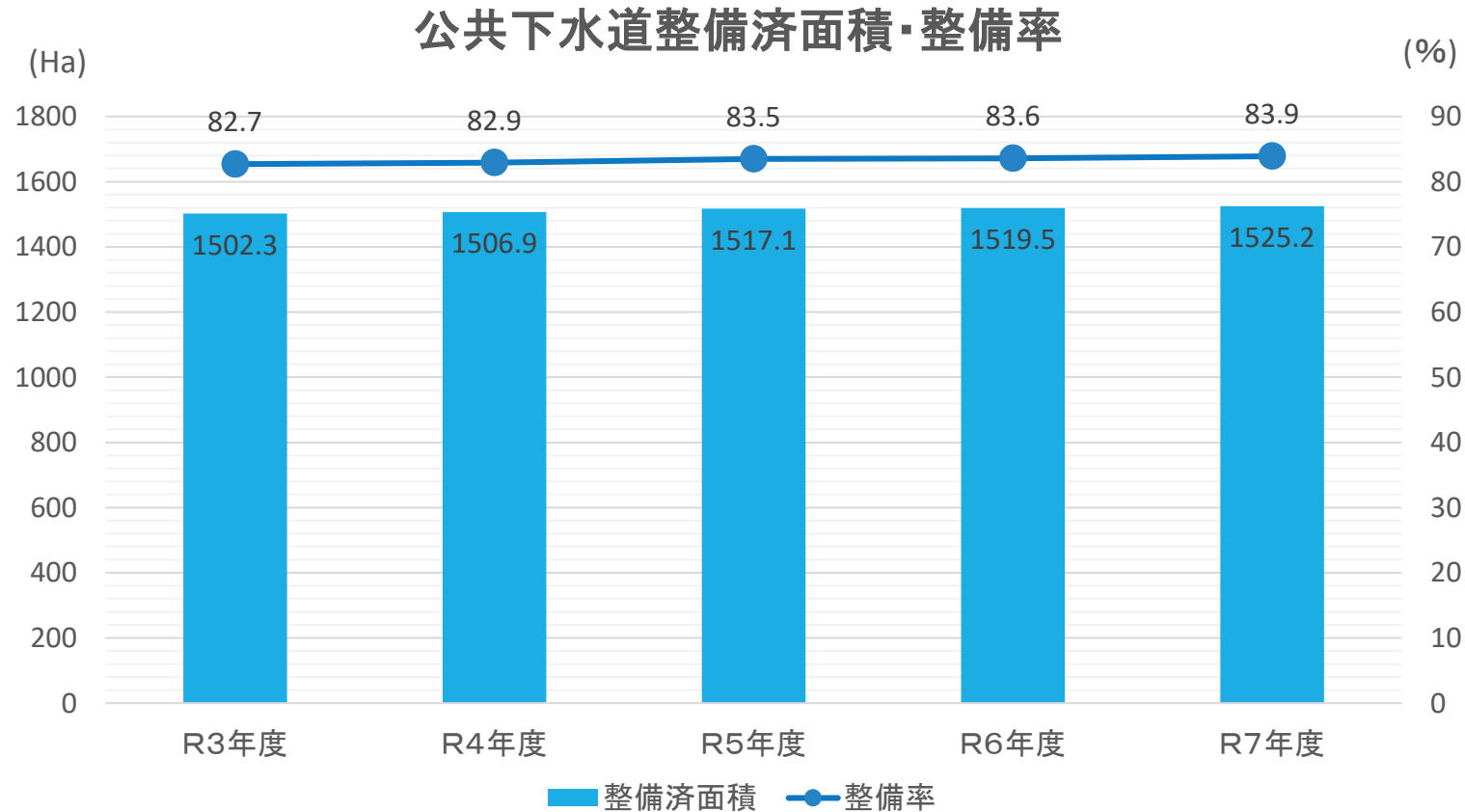
上長貫処理場

公共下水道区域及び
農業集落排水処理区域図



(4) 整備済面積

公共下水道の計画区域は、1816.8ヘクタールであり、令和7年度には1525.2ヘクタール(全体の83.9%)が整備済です。なお、農業集落排水事業においては、100%整備済みです。

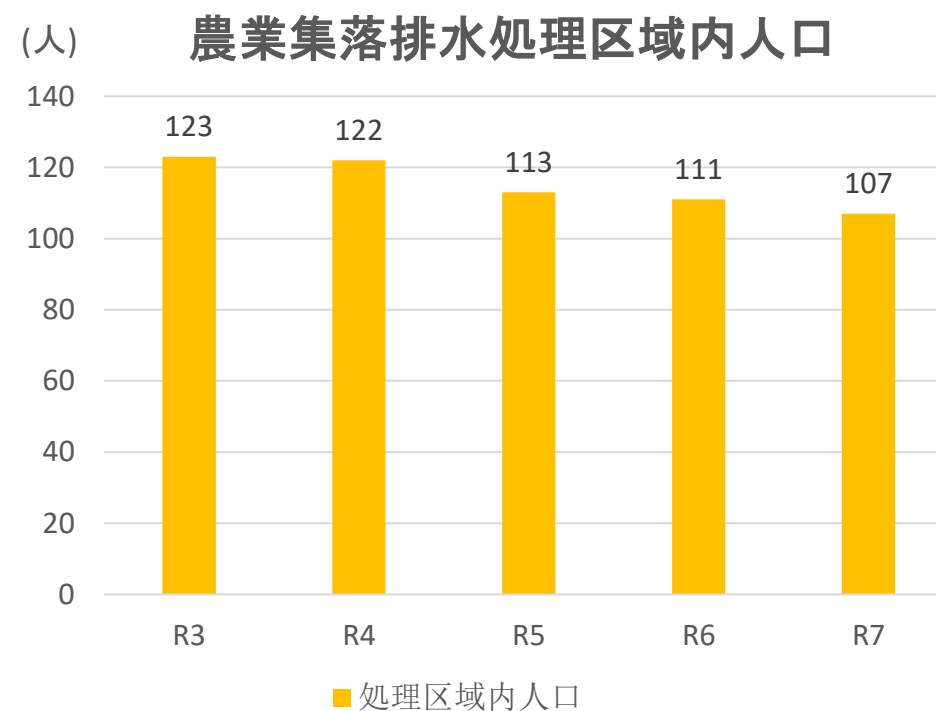
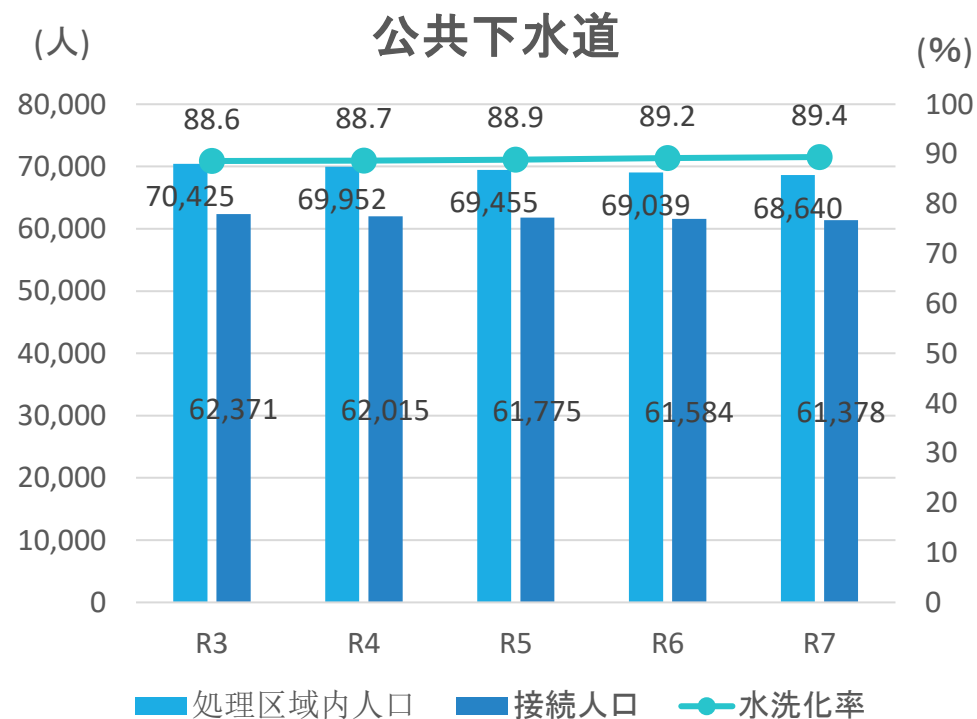


(5) 人口及び水洗化率の推移

公共下水道処理区域内人口は年々減少傾向にあり、農業集落排水処理区域内人口も同様に年々減少傾向にあります。

水洗化率とは、下水道が整備された区域内で、下水道への接続を行った人口の割合を指します。

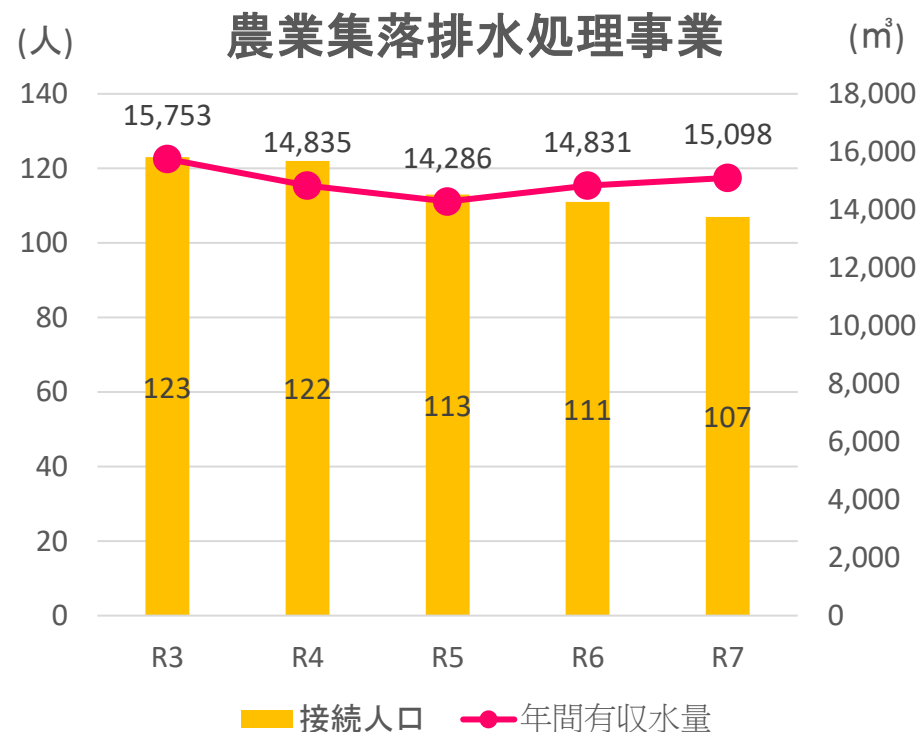
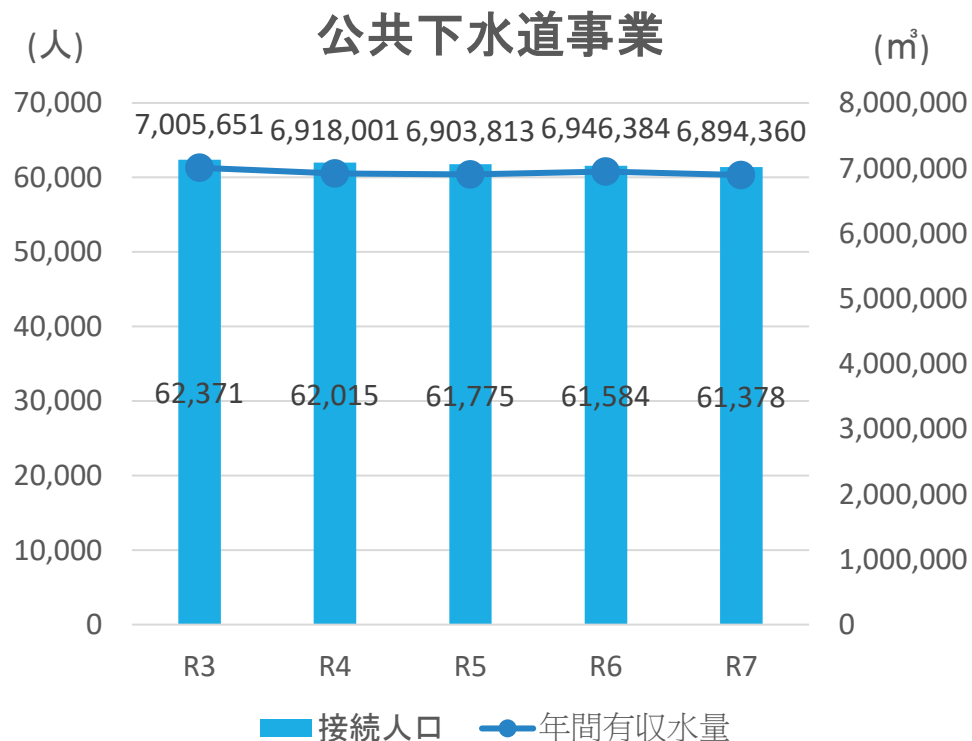
水洗化率については、公共下水道は年々上昇し89.4%、農業集落排水処事業については、100%となっています。



(6) 有収水量の動向

有収水量とは、下水道使用料の対象となる水量(使った水量＝下水道使用量)のことです。公共下水道事業では、接続人口が年々減少しているものの、ほぼ横ばいで推移しています。

農業集落排水処理事業では、接続人口は年々減少しているものの、令和6年度から有収水量は上昇しています。



(7) 富士宮市下水道事業の組織

水道部下水道課(課長1名)

- ・業務係(職員5名)

予算決算、使用料、受益者負担金等の賦課徴収、
支払事務 等

- ・排水設備係(職員4名)

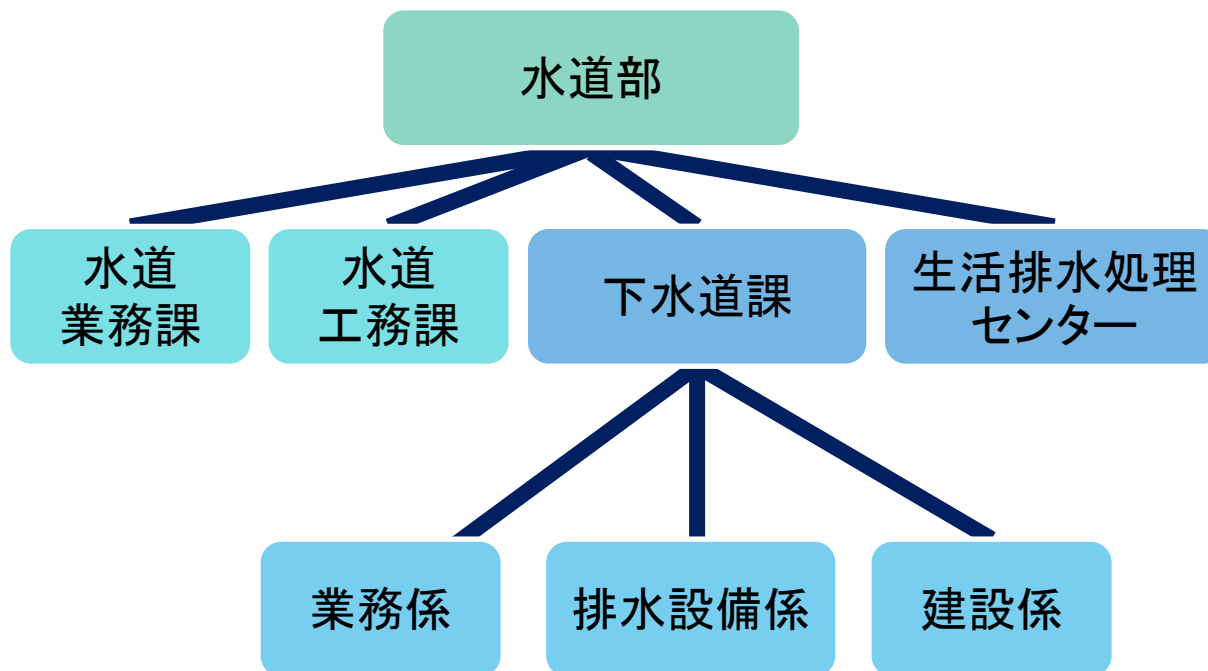
水洗化率の向上、排水設備等設置工事の審査
及び検査並びに指導監督 等

- ・建設係(職員5名)

下水道事業の基本計画及び事業計画、
下水道の建設 等

- ・生活排水処理センター(所長1名、職員3名)

下水処理施設、し尿処理施設、農業集落排水処
理施設の管理運営

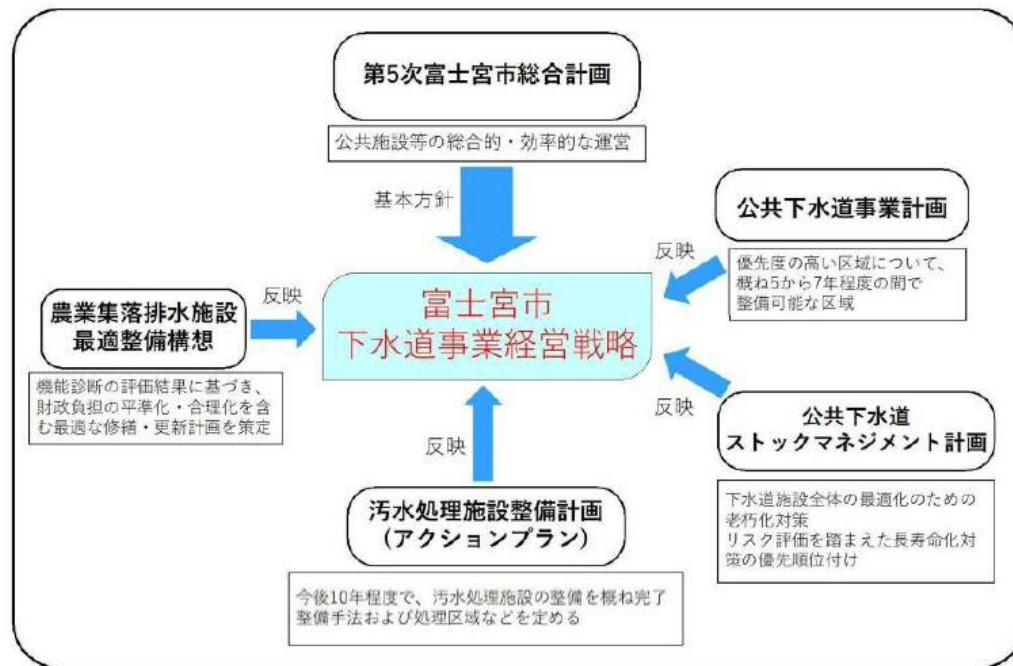


富士宮市下水道事業組織図

(8) 富士宮市下水道事業経営戦略

公共下水道の処理施設である星山浄化センター及び農業集落排水処理施設の老朽化が進み、今後修繕費等の管理維持費の増加に加え、改築・更新需要による建設費の増加も見込まれることから、経営基盤をより強固なものにするため、財政状況の見える化を図るとともに、健全で効率的な経営を実現するために、令和4年3月に策定しました。

現在、令和9年3月末の改定のため、見直しを進めています。



富士宮市下水道事業経営戦略の位置付け

富士宮市下水道事業経営戦略

令和4年度～令和13年度



令和4年3月

静岡県富士宮市

富士宮市下水道事業経営戦略 表紙

3. 使用料の料金体系

排水量に左右されない基本料金と排出量に応じて変動する従量料金の二部料金体系となっています。

また、公共下水道使用料については、排出量が多くなるほど1立方メートルあたりの使用料が高くなっていく累進制を採用しています。

【公共下水道の料金体系】

項 目	料金区分	単価
基本料金	10立方メートルまで	847円
従量料金 (1立方メートルにつき)	11立方メートル～ 20立方メートル	110円
	21立方メートル～ 40立方メートル	129円 80銭
	41立方メートル～ 100立方メートル	143円
	101立方メートル以上	155円 10銭

【農業集落排水設備の料金体系】

項 目	料金区分	単価
基本料金	10立方メートルまで	1,870円
従量料金 (1立方メートルにつき)	11立方メートル～	176円

(参考) 公共下水道使用料県内順位(全市町)(※7月末時点)

※使用料は、1か月あたりの料金(税込)。(1か月の使用量:20m³の場合)

順位	自治体名	使用料(円)
1	熱海市	3,427
2	沼津市	3,090
3	南伊豆町	3,080
4	静岡市	2,999
5	下田市	2,970
6	浜松市	2,948
6	島田市	2,948
8	袋井市	2,934
9	湖西市	2,872
10	掛川市	2,838

順位	自治体名	使用料(円)
11	御殿場市	2,830
12	吉田町	2,794
13	伊豆市	2,728
14	清水町	2,695
15	富士市	2,662
16	焼津市	2,654
17	菊川市	2,640
18	磐田市	2,632
19	伊豆の国市	2,596
20	裾野市	2,508

順位	自治体名	使用料(円)
21	小山町	2,420
22	三島市	2,418
23	御前崎市	2,343
24	藤枝市	2,310
24	函南町	2,310
26	森町	2,200
27	富士宮市	1,947
28	伊東市	1,925
29	長泉町	1,500

※牧之原市、東伊豆町、河津町、西伊豆町、川根本町、松崎町については、公共下水道事業を行っておりません。

(参考) 公共下水道使用料県内順位(市のみ) (※7月末時点)

※使用料は、1か月あたりの料金(税込)。(1か月の使用量: 20m³の場合)

順位	自治体名	使用料(円)
1	熱海市	3,427
2	沼津市	3,090
3	静岡市	2,999
4	下田市	2,970
5	浜松市	2,948
5	島田市	2,948
7	袋井市	2,934
8	湖西市	2,872
9	掛川市	2,838
10	御殿場市	2,830

順位	自治体名	使用料(円)
11	伊豆市	2,728
12	富士市	2,662
13	焼津市	2,654
14	菊川市	2,640
15	磐田市	2,632
16	伊豆の国市	2,596
17	裾野市	2,508
18	三島市	2,418
19	御前崎市	2,343
20	藤枝市	2,310

順位	自治体名	使用料(円)
21	富士宮市	1,947
22	伊東市	1,925

※牧之原市は、公共下水道事業を行っておりません。

4. 富士宮市下水道事業の経営について

経費回収率

経費回収率とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを指す指標です。この指標が100%だと、事業に必要な費用を使用料で賄えている状況と言えます。

公共下水道事業は、約70%で推移しており、100%に達していない状況が続いています。

農業集落排水事業は、R6年度までは100%でしたが、R7年度に、大規模な修繕があり、62.18%と37.82%減少しています。

これから、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、使用料収入によって事業に必要な費用が賄えていないことがわかります。

